

総務 産業建設

①松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例

要旨

松前町情報公開条例において、公文書の公開を請求することができる者の範囲を拡大する。また、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い所要の改正をするもの。

問 公開請求権者となる「何人も」の改正が今回となったのはなぜか。また、改正までの間に、「何人も」に該当するような請求はなかったのか。

答 今回の改正は、法律改正に伴い、個人情報の定義を明確にすることであり、改正に当たって条例全体を精査

『新たなまちづくり指針』の策定に向け、

総合計画条例を制定

した結果、情報公開請求できるものの対象が拡大された趣旨から公開請求権についても改正することになった。

また、改正までの間に、「何人も」に該当するような請求は、無かった。

問 情報公開請求してからの対応が遅いと感じるが。

答 条例の規定に基づき、請求があつてから2週間後の期限を指定して公開しており、適正に公開できている。基本的には、可能な限り公開するよう対応しており、公開できない情報の基準は、情報公開条例の規定によるものである。

(全員一致で可決)

③松前町総合計画条例

要旨

松前町の総合計画の策定などに関し必要な事項を定めるため、新たに制定する。

問 地方自治法は、平成23年に改正されているが、なぜこの時期に条例制定になったのか。

答 現在の第4次総合計画は、平成22年度から平成31年度を計画期間としており、法律改正は、第4次総合計画策定後に改正されたものである。今後、平成30年度から第5次総合計画の策定準備を予定しており、それに伴い条例制定するものである。

(全員一致で可決)



個人情報保護と、情報公開のバランスが...

④松前町総合計画審議会

条例の一部を改正する条例

要旨

松前町総合計画審議会の運営の適正化を図るため、委員定数の変更など、松前町総合計画審議会条例の一部を改正するもの。

問 審議会の委員から議員を除いた理由は。

答 議会の議員が附属機関の構成員になることは、法的に禁止されていない。しかし、附属機関は、執行機関の諮問機関的な性格を持つものであり、議決機関と執行機関の分立の趣旨から除いた。

(全員一致で可決)

